

12月4～10日は人権週間

人権問題を「誰か」のことではなく 「自分自身」のこととして考えてみませんか

ID 1009505



ミヤリーも「じんけん大使」として活動しているよ。詳しくは、市HPを見てね。

ID 1030106



毎年、12月4～10日は「人権週間」です。本市ではパネル展を行うなど、啓発活動に取り組んでいます。

人権問題を他の「誰か」のことではなく、「自分自身」のこととして考えてみませんか。

問 多文化共生推進課 ☎ (632) 2971

多岐にわたるさまざまな人権問題

いじめや児童虐待、感染症や障がいなどを理由にした偏見や差別、家庭や職場での男女差別など、さまざまな人権問題が存在しています。

昨今は、インターネット上での誹謗中傷や差別的な発信が問題となっている他、性的マイノリティへの偏見や差別、特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動である「ヘイトスピーチ」など、課題は尽きません。

思いやりの心を持って

人権週間では、「誰かのことじゃない。」をテーマに、人権啓発活動を幅広く行います。

人権問題を解決するには、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持つことが大切です。

この機会に、他人の人権に配慮することの大切さについて考えてみましょう。



人権擁護委員の主な活動

人権擁護委員とは、人権擁護委員法に基づき、市区町村長の推薦を受けて法務大臣から委嘱された民間の人たちです。全国に約1万4,000人おり、本市では25人の委員の皆さんが、人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりするなど、積極的な人権擁護活動を行っています。

▼人権よろず相談 差別、いじめ、虐待、近隣や職場での嫌がらせなど、さまざまな人権問題に関する相談に応じています。必要に応じて調査や救済措置などの支援を行います。相談は無料です。秘密は守ります。

▼人権講話 市内小・中学校を訪問し、自分らしさや相手を思いやることの大切さなどをテーマとし

た講話を実施しています。

▼人権の花運動 市内小学校に「人権の花」を届けています。児童たちが協力しながら育てることで、優しさと思いやりの心を育てています。

▼イベントにおける啓発活動 市内イベントにおいて、市民の皆さんに人権について考えてもらうため、啓発チラシや物品を配布しています。

人権週間パネル展

▼期間 12月1～4日。

▼会場 市役所 1階市民ホール。

▼内容 人権に関するパネル展示や啓発物品の配布。

悩まずに相談してください

差別やいじめなど、「これは人権侵害ではないか」と思ったら、独りで悩まずに人権に関する相談窓口にご相談ください。

相談名	日時	相談先	問合せ先
人権よろず相談	原則、毎月第2水曜日 午前10時～正午、 午後1時～3時	詳しくは、46ページをご覧ください	多文化共生推進課 ☎ (632) 2971
人権相談	月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 午前8時30分～ 午後5時15分	直接または電話で、宇都宮地方法務局(小幡2丁目)「みんなの人権110番」ナビダイヤル ☎ 0570(003)110へ 電話で、フリーダイヤル ☎ 0120(007)110へ	宇都宮地方法務局人権擁護課 ☎ 028(623)0925
こどもの人権110番			
外国人権相談ダイヤル ▼対応言語=英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時	電話で、ナビダイヤル ☎ 0570(090)911へ	
インターネット人権相談	24時間受け付け(後日メールまたは電話で回答)	法務省インターネット人権相談受付窓口	 ▲受付窓口